

## 都島区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

様式14

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由	WTO
1	令和元年度都島区内市立中学校吹奏楽部及び合唱部に対する技術指導業務委託	その他	公益社団法人 大阪市音楽団	1,414,800	令和1年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	庁舎維持管理用保健福祉センター分館自動ドア部品取替作業業務委託	その他	ナブコドア株式会社	1,576,800	令和1年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度都島区内市立中学校吹奏楽部及び合唱部に対する技術指導業務

## 2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

## 3 随意契約理由

本事業は、区内の中学校でプロの音楽家による音楽指導を実施し、その成果を、指導を受ける吹奏楽部及び合唱部の部員が区内各所で発表することにより、都島区と音楽の接点を区民が認知し、音楽を通じ都島区を誇りに思う気持ちの醸成をはかることを目的とする。専門的な技術・知識を用いての事業構築および目的に対する成果を求めることから、定型の仕様を用いた価格競争ではなく、企画提案方式を採用することがより優れた成果が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、過去実績が豊富であり、安全管理等を踏まえた、適切な指導が期待できることから、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、公益社団法人大阪市音楽団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 総務課 政策企画担当（電話番号 06-6882-9989）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

庁舎維持管理用保健福祉センター分館自動ドア部品取替作業業務委託

## 2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

## 3 随意契約理由

保健福祉センター分館は、都島センタービルの区分所有部分に所在している。専有部分の管理及び保守については、他の区分所有者との間で効率的な管理となるよう、最大持ち分を有する（地独）大阪市民病院機構の決定した相手先である㈱大阪ガスファシリティーズに全ての区分所有者がそれぞれ委託している。自動ドアについては、専有部分の施設であるが、1箇所では他社製品と入れ替えると、他の区分所有者と一体で管理することができないため、管理上の非効率になることから、他の区分所有者の所有するものと同メーカーの製品と入れ替えることが必要不可欠である。

以上の理由により、現行機のメーカーであり、他の区分所有部分に既存機を設置しているナブコドア株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 総務課 庶務担当（電話番号 06-6882-9625）